

高第1147号
令和5年2月3日

各指定介護サービス事業所等運営法人代表者
各介護保険施設運営法人代表者
各老人福祉法関係施設運営法人代表者
（いずれも岐阜市所管の施設等を含む。）

様

岐阜県健康福祉部長

「第8波の終息に向けて」について

本県では、昨年12月23日に感染状況を「レベル3：医療負荷増大期」と位置づけ、「医療ひつ迫防止対策強化宣言」を発出するとともに、「医療ひつ迫防止対策強化地域」の指定を受け、対策に取り組んできました。

その結果、直近の一日あたりの新規陽性者数は、1週間平均で900人台となり、レベル1の水準（1,100人未満）まで改善しました。

これに伴い、病床使用率も30%台（レベル2：30%～50%）まで低下するなど、本県の医療負荷の状況は、ここにきてようやく改善の兆しが見え始めました。

こうしたことから、本日、岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部において、本県の現状を「レベル2」に見直したうえで、2月12日を期限としていた「岐阜県医療ひつ迫防止対策強化宣言」については、2月5日をもって前倒しで終了することが決定されました。

しかしながら、医療従事者の感染などにより入退院が制限される医療機関が未だ発生しており、完全に医療ひつ迫が解消されたわけではありません。

このため、同本部において、別添のとおり「第8波の終息に向けて」が決定されました。

県内の高齢福祉サービス事業所等におかれましては、引き続き、感染拡大防止対策の継続をお願いします。

記

【「第8波の終息に向けて」（関係部分抜粋）】

1 県の取組み

<検査体制の強化>

○福祉施設、児童施設、小学校の職員への予防的検査を2月末まで延長

3 事業者の皆様への要請

<感染防止対策の徹底>

○福祉施設における抗原検査キットなどを活用した集中的検査の推進

[添付資料]

- ・「第8波の終息に向けて」（令和5年2月3日岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部）

岐阜県健康福祉部高齢福祉課事業者指導係			
係 長	堀 部	担 当	大 野
T E L	058-272-1111 内線 3468		
F A X	058-278-2639		